13　関門港

信号	信	文
（略）	（略）	
（略）	（略）	第１区の東京製鉄専用桟橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所桟橋、堀川公共岸壁又はＵＢＥ三菱セメント桟橋に向かって航行する。
若松区２代・Ｙ・Ｏ		
２代・Ｙ・Ｒ		第１区の三菱ケミカル無機１号埠頭から三菱ケミカル合成４号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
２代・Ｙ・Ｋ		第１区の二島岸壁又は三菱ケミカル化工品１号桟橋から三菱ケミカル硝酸１号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
（略）		
２代・Ｙ・Ｈ		第４区安瀬南第１泊地内の係留施設、第５区の響灘ドルフィン、響灘南岸壁、ひびきコールセンター第１岸壁、戸畑共同火力重油桟橋又は第５区内の錨地に向かって航行する。
（略）		
（略）	（略）	
（略）	（略）	

14～16　（略）

13　関門港

信号	信	文
（略）	（略）	
（略）	（略）	第１区の東京製鉄専用桟橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所桟橋、堀川公共岸壁又はＵＢＥ三菱セメント桟橋に向かって航行する。
若松区２代・Ｙ・Ｏ		
２代・Ｙ・Ｒ		第１区の三菱ケミカル硫酸１号桟橋から三菱ケミカル合成４号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
２代・Ｙ・Ｋ		第１区の二島岸壁又は三菱ケミカル化工品１号桟橋から三菱ケミカル有機１号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
（略）		
２代・Ｙ・Ｈ		第４区安瀬南第１泊地内の係留施設、第５区の響灘南岸壁、ひびきコールセンター第１岸壁、戸畑共同火力重油桟橋又は第５区内の錨地に向かって航行する。
（略）		
（略）	（略）	
（略）	（略）	

14～16　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月一日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年五月十九日

総務大臣　林　芳正

㈠　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
公明党参議院比例区第８総支部	司　隆史	浮田　広宣	大阪府大阪市東成区東中本一―一七―一七	参議院議員	七、八、一八（令和）
日本維新の会参議院比例区第44支部	上野　蛍	上野　蛍	富山県富山市堤町通り二―七―一	参議院議員	七、九、一八
日本保守党東三河支部	竹上　裕子	佐野　敏幸	愛知県豊橋市駅前大通三―二六	衆議院議員	七、一、二一

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

㈠　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
英幸会	中野　英幸	宮澤　孝久	東京都千代田区永田町二―一―二	衆議院議員	七、九、一六（令和）
日本自由党	浜田　聡	浜田　聡	東京都文京区大塚五―一―一七	参議院議員	七、九、一一

㈡　法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
山王政治経済研究会	岡野　功	前澤　博英	茨城県猿島郡境町一六六五―四	中村　勇太、衆議院議員	七、四、一二（令和）
地域活性化研究会	布施　哲也	片山　大介	兵庫県神戸市中央区元町通三―一七―八	片山　大介、参議院議員	七、五、一三